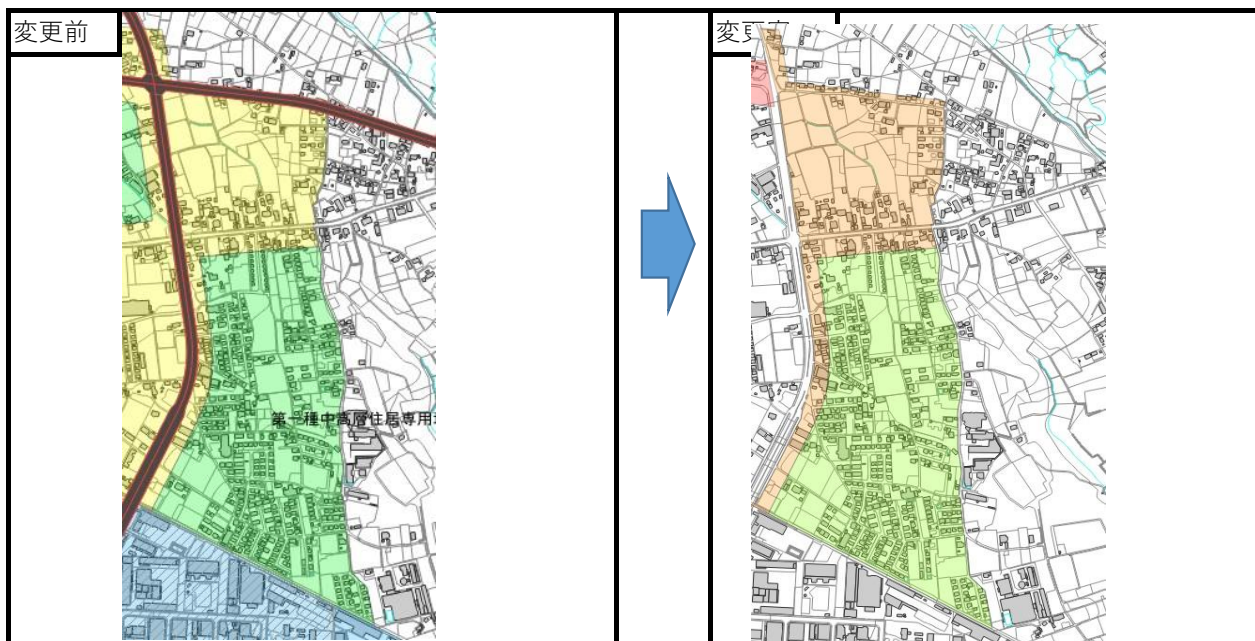


変更検討箇所⑥ 鹿沼環状線外側（千渡の一部）



変更案



○見直しの視点（第一種住居地域を第二種住居地域へ）

古峯原宮通りの整備によって、商業的な土地の使い方の需要が見込まれるためそれに対応する。特に宇都宮市との広域連携も視野に入れた変更とする。

○建築物に関する主な制限と変更点

	第一種住居地域	第二種住居地域
住宅	○	○
店舗等	3,000㎡まで	10,000㎡まで
事務所	3,000㎡まで	○
遊戯施設	×	10,000㎡まで
ホテル・旅館	○	○